

貴自治体名 一宮市懇談日時 10月23日(金) (午前)・午後 10時00分～11時30分懇談会場 各担当課窓口対応 ※会場が確定している場合はご記入ください。

2015年自治体キャラバン請願・陳情項目についてのアンケート

【1】1. 介護保険及び高齢者福祉施策

担当課(高年福祉・介護保険課) 電話((0586)28-8100) FAX((0586)73-1019)

- ① 除料の市町村独自の低所得者への減免措置がありますか。
()ない (○)ある→実施年月(H14年4月)2014年度実績(2,729)件(24,301,400)円
- ② 利用料の市町村独自の低所得者への減免措置がありますか。
(○)ない ()ある→実施年月()年()月)2014年度実績()件()円
- ③ 特別養護老人ホームの待機者は、何人ですか。 (539)人(H26年4月現在)
- ④ 介護給付費準備基金について
2013年度末の残高(819,927)千円
2014年度末の残高(1,083,610)千円 ※決算前の場合は見込み額を記入
- ⑤ 地域包括支援センター設置数(7)箇所 直営(0)箇所、委託(7)箇所
職員配置人数(49)人 正職員(45)人、非正規職員(4)人
- ⑥ 住宅改修の受領委任払い制度を実施していますか。
(○)実施している → 実施年月日(H19年10月1日) 2014年度実績(1,263)件
()検討中である ()実施の予定がない
- ⑦ 福祉用具の受領委任払い制度を実施していますか。
(○)実施している → 実施年月日(H19年10月1日) 2014年度実績(1,465)件
()検討中である ()実施の予定がない
- ⑧ 高額介護サービス費の受領委任払い制度を実施していますか。
()実施している → 実施年月日()年()月()日) 2014年度実績()件
()検討中である (○)実施の予定がない
- ⑨ 配食サービスについて、該当項目に○印を付し、必要事項をご記入ください。

配食方式	実施の有無	(○)実施している ()していない ()検討中である
	実施回数(週○回昼・夕などと記入)	週7回昼
	1日平均利用者数(2014年度)	総延べ食事数(408,314)食÷年間配食日数(365)日 =1日当たり平均(1,119)食
	1食あたりの助成額	
	1食あたりの利用者負担額	
会食方式	実施の有無	()実施している (○)していない ()検討中である
	実施回数(週○回昼・夕などと記入)	
	月平均利用者数(2014年度)	
	1食あたりの助成額	
	1食あたりの利用者負担額	

- ⑩ 独居・高齢者世帯へのゴミ出し援助について、該当項目に○印を付し、必要事項をご記入ください。

実施の有無	(○)実施している ()していない ()検討中である
対象事業の名称	ふれあい収集
対象者の要件	要介護認定を受けている65歳以上の高齢者のみで構成されている世帯
1カ月平均利用者実数(2014年度)	343 世帯

- ⑪ 住宅改修の独自の助成制度について、該当項目に○印を付し、必要事項をご記入ください。

助成制度の有無	(○)助成制度がある ()助成制度はない ()検討中である		
制度内容	()介護保険に上乗せして実施している		
	上乗せの助成額		
	利用者実数(2014年度)		
	(○)介護保険利用者以外の助成制度がある		
	対象者と、その要件	要支援・要介護認定に該当しない 70 歳以上の高齢者世帯に対し、手すりの改修費の9割を助成(1世帯につき上限 54,000 円)	
助成額	507,427 円	利用者実数(2014年度)	11 件

- ⑫ひとり暮らし、高齢ふたり世帯などへの安否確認、見守り、買い物などの生活支援の施策を実施していますか。ある場合は、支援内容をご記入ください。

ひとり暮らしの方や病弱な高齢者世帯を対象に、緊急時の迅速な対応を行うための緊急連絡通報システム事業や、高齢者の栄養補給や安否確認を行う配食サービス事業を実施しています。また、民生委員による見守り活動として、『こんにちは運動』を実施しています。生活支援事業としては、自分で家事等を行うことが困難な方に対して、軽易な生活支援サービスを行う軽度生活援助事業（ホームヘルパー派遣）を実施しています。

- ⑬高齢者や障がい者への、外出支援のための施策について、該当項目に○印を付し、必要事項をご記入ください。

※地域巡回バス 担当課(地域ふれあい課交通政策室) 電話((0586)28-8955) FAX((0586)73-9234)

地域巡回バス	実施の有無	(○)実施している ()していない ()検討中である
	地域巡回バスの名称	i-バス、生活交通(千秋ふれあい、ニコニコふれあい)バス
	利用料	<ul style="list-style-type: none"> ・i-バス一宮コース 1乗車200円 小学生100円 小学生未満無料 (身体障害者等半額) ・i-バス尾西北、尾西南、木曽川・北方コース 1乗車100円 小学生未満無料 ・生活交通(千秋ふれあい、ニコニコふれあい)バス 1乗車200円 小学生100円 小学生未満無料 (身体障害者等半額)
	その他特記事項	
	2014年度の運行実績	<ul style="list-style-type: none"> i-バス一宮コース 11便/日 i-バス尾西北、木曽川・北方コース 10便/日 i-バス尾西南コース 8便/日 ニコニコふれあいバス 10便/日 千秋ふれあいバス 7便/日 毎日運行(12月29日～1月3日を除く)
タクシー代助成	実施の有無	()実施している ()していない ()検討中である
		各対象者の要件及び助成内容
	高齢者	満90歳以上
	障がい者	身体障害者手帳1～3級、療育手帳A、B判定、精神障害者保健福祉手帳1～3級
	要介護認定者	実施していない
2014年度の助成実績	53,525,100円	

- ⑭宅老所・街角サロンなどの高齢者のたまり場事業に助成金を出していますか。(社会福祉協議会の助成は含めないでください)

実施の有無	(○)実施している ()していない ()検討中である
実施事業の名称	ふれあいクラブ活動支援事業
助成対象	営利を目的としないボランティアによる団体で法人格を有しないこと。 1週間で4日以上、かつ1日に5時間以上でおおむね10名以上の利用者が見込めるクラブ活動を行う団体であること。
助成金について	金額(2,520,000)円 → ()年額 (30,000円)月額 ()1回のみ
助成箇所数	

- ⑮介護認定者の障がい者控除の認定について

- 1) 認定書の発行枚数(2014年度実績)は (7,248)枚
- 2) 認定書は(○)毎年発行している
()1回発行すれば翌年以降も使える
- 3) 介護認定者に障がい者控除の申請書または認定書を自動的に送付していますか。
()申請書を送付している → 2014年度()件

()認定書を送付している → 2014年度(7,041)件

()自動的には送付していない。

4)認定書の発行の条件

()介護認定者のうち、要支援2以上は基本的に発行している

()介護認定者のうち、要介護1以上は基本的に発行している

()医師の証明書(意見書)の提出の上、判断している

()介護認定時の認定調査票または主治医の意見書で判断している

()次のような方法で判断している()

⑯介護保険サービス利用人数について (12,720)人(H27年5月 現在)

⑰介護保険支給限度基準額超過者の人数について (不明)人()年 月 現在)

⑱施設入所前健康診断費用の助成について ()助成している ()助成していない

⑲紙おむつ、衛生用品の費用助成について ()助成している ()助成していない

⑳介護保険における通院時の院内介助について ()認めている ()認めていない

㉑入院時の介護保険のヘルパー派遣について ()認めている ()認めていない

2. 生活保護

担当課(生活福祉課)電話(0586-28-9016)FAX(0586-73-5500)

①生活保護の申請件数とその保護件数について

2014年度相談件数 (641)件、申請件数 (411)件、そのうち保護開始件数 (375)件

②2015年4月1日時点の受給世帯数と人数 (2,470)世帯 (3,295)人

※以下は市のみお答えください

③生活保護担当職員(ケースワーカー)及び1職員(ケースワーカー)当たりの担当受給者について

	生活保護担当職員について			1職員当たりの担当受給者数	
	正規職員数	生保担当の平均在任年数	非正規職員数	世帯数	人数
2014年4月1日現在	32人	2年9カ月	0人	75世帯	100人
2015年4月1日現在	31人	2年6カ月	0人	80世帯	106人

④生活保護窓口等への警察官OBの配置について

警察官OBの配置はありますか ()ある ()ない

「ある」場合 配置している人数()人 ※今年度の人数をご記入ください

配置を開始した年月()年()月

その職員が担当している業務()

「ない」場合 今後の計画は()ない ()ある ()検討中

計画が「ある」場合の配置予定時期と人数()年 ()月)()人

⑤生活困窮者自立支援のための事業について

1)実施しているものに○印をつけ、運営形態と委託の場合は委託先を記入してください。

()自立相談支援事業 ()直営 ()委託 → 委託先()

()住宅確保給付金の支給()直営 ()委託 → 委託先()

()就労準備支援事業 ()直営 ()委託 → 委託先()

()一時生活支援事業 ()直営 ()委託 → 委託先()

()家計相談支援事業 ()直営 ()委託 → 委託先()

()学習支援事業 ()直営 ()委託 → 委託先()

()その他(記述:)

2)就労訓練事業(中間的就労)の実施箇所数 ()カ所

3)基準改定に伴う住宅扶助の引き下げについて、現行基準が適用できる例外措置を利用者に周知しましたか。

()実施した ()していない

実施した場合の周知方法(お知らせ文書を作成し、該当世帯を訪問した際に内容を説明して手渡しました。)

3. 税の滞納について

担当課(納税課)電話(0586-28-8968・8969)FAX(0586-73-9134)

①滞納整理マニュアルはありますか ()ある ()ない

②2015年3月31日現在の滞納者の件数(平成27年度滞納繰越の調定資料による)

市(町村)県民税 (市税滞納者 22,993)件中 (11,459)件
 国民健康保険税 (市税滞納者 22,993)件中 (12,433)件
 固定資産税 (市税滞納者 22,993)件中 (4,650)件

③滞納者のうち地方税法第15条(納税緩和措置)の適用について(2014年度)

- 1)徴収の猶予について 申請件数(0)件 許可件数(0)件
- 2)換価の猶予の適用件数(9)件
- 3)滞納処分の停止の適用件数(839)件

④地方税滞納整理機構に引き継いだ件数(2014年度内に引き継いだ件数)(94)件

⑤地方税滞納整理機構に引き継ぎをする基準

原則として、個人住民税の滞納があり、他の市税と併せた滞納額の本税額が概ね 50 万円以上である案件で、徴収が困難と認められ、滞納処分の対象となる財産を有するなど、納税資力があると認められるもの。

⑥少額でも滞りなく分納している納税者も地方税滞納整理機構に引き継ぐか

(○)引き継ぐ ()引き継がない

4. 国民健康保険 担当課(保険年金課)電話(0586-28-8669)FAX(0586-73-9133)

①国保保険料(税)(医療給付費分と後期高齢者支援金分の合計)について

	区分	定 義	2013年度	2014年度	2015年度
保 険 料 ・ 税 率	所得割	旧但し書き額	× (8.1)%	× (8.1)%	× (8.1)%
	資産割	固定資産税額	× (-)%	× (-)%	× (-)%
	均等割	加入者1人につき	31,200 円	31,200 円	31,200 円
	平等割	1世帯につき	28,800 円	28,800 円	28,800 円
1人当たり調定額(平均保険料)			75,737 円	76,441 円	76,490 円
一般会計からの1人当たり法定外繰入額			8,826 円	7,716 円	10,000 円

※2015年度の「一般会計からの1人当たり法定外繰入額」は、予算額をご記入ください。

②モデルケースの保険料について

下記のモデルケースでの国民健康保険料(2015年度・年額)をお書きください。なお、世帯員で後期高齢者医療制度に移行されたケースでの軽減措置はないものとして計算してください。なお市民税方式の場合は人的控除は扶養控除と配偶者控除のみとし、①②とも妻の所得は0円とします。さらに資産割が有る場合は固定資産税5万円で計算してください。政令軽減がかかった後の金額でおねがいします。

世帯所得		100万円	200万円	300万円
①現役40歳代夫婦と未成年の子ども2人の4人世帯	医療分	85,100 円	178,300 円	257,800 円
	介護分	18,200 円	39,300 円	60,400 円
	後期高齢者支援分	30,500 円	64,400 円	93,300 円
②65歳以上74歳以下で年金生活高齢者夫婦のみ2人世帯	医療分	87,400 円	146,400 円	212,200 円
	後期高齢者支援分	30,700 円	52,700 円	76,500 円
③65歳以上74歳以下で年金生活者・独居世帯	医療分	71,400 円	130,400 円	196,200 円
	後期高齢者支援分	24,800 円	46,800 円	70,600 円

③保険料(税)の市町村独自の軽減・減免制度

1)市町村独自の低所得者減免を実施している場合は、その要件をご記入ください。

- ①法定軽減世帯の均等割・平等割を更に1割減免します。
- ②世帯の総所得金額が 200 万円以下の場合、均等割・平等割を 3 割減免します。

2)保険料(税)の収入減を理由にした減免を実施している場合は、その要件をご記入ください。

前年の合計所得金額が 250 万円以下で、今年の合計所得の見込額が前年の 2 分の 1 以下に減少すると認められる場合、該当者の所得割額を 100 分の 50 減免します。

④資格証明書 ※2015年8月1日現在でご記入ください。

- 1)資格証明書は交付していますか。 ()交付していない (○)交付している→(186)世帯
- 2)資格証明書を交付している場合、交付に当たっては、面接を実施していますか。
()必ず面談している (○)面談がなくても交付する場合がある ()その他
- 3)資格証明書交付世帯のうち、高校生世代以下の子どものいる世帯数・子ども数
世帯数(0)世帯 内、乳幼児()人、小学生()人、中学生()人、高校生世代()人
上記のうち、6カ月以上の短期保険証を交付していない資格証明書未解消世帯数・子ども数
世帯数(0)世帯 内、乳幼児()人、小学生()人、中学生()人、高校生世代()人
- 4)資格証明書の交付除外で配慮している点がありますか。
()国の基準どおり実施している
(○)独自に配慮し、次の場合は交付対象から除外している
(○)高校生世代以下の子どものいる世帯
(○)障がい者・母子家庭等医療費助成制度の対象世帯
()病弱者のいる世帯
(○)次の場合は、交付対象から除外している

70歳から74歳の高齢受給者証交付対象世帯

- 5)資格証明書発行世帯で緊急時の短期保険証への切り替えについての基準をご記入ください。

届出により、
・世帯主が財産につき災害を受け、又は盗難にあったこと
・世帯主又は生計を一つにする親族の病気、負傷
・世帯主の事業の廃止、休止
・世帯主の事業について、著しい損害を受けたこと
などの場合は、資格者証の対象外(被保険者証の交付)とします。

- ⑤短期保険証 ※2015年8月1日現在でご記入ください。

- 1)有効期間別(交付時から有効期限が切れるまで)の交付数
※資格証明書交付世帯の高校生世代以下の短期保険証は除く
・1カ月以内(43世帯)人 ・2カ月(54世帯)人 ・3カ月(53世帯)人 ・4カ月(55世帯)人
・5カ月(128世帯)人 ・6カ月(1,151世帯)人 ・1年(0世帯)人 ・その他()

- 2)短期保険証発行の基準をご記入ください。

次のいずれかに該当する方に発行
・保険証の更新年度の前年度において、国保税に一定以上の滞納額があり、前年度の1月以降納付の無い方
・更新年度以外の年度において課税された国保税を滞納している方のうち、市長が必要と認めたもの

- 3)短期保険証について、有効期限以外に特別な表示をしていますか。

(○)通常の保険証と同じ
()通常の保険証と区分している →表記している文字・マークなど()

- ⑥~~保険料(税)~~市税滞納者への差押えについて(2014年度)

担当課(納税課)電話(0586-28-8968・8969)FAX(0586-73-9134)

- 1)差し押さえの基準(滞納者が督促を受け、その督促を発した日から起算して十日を経過する日までに、その督促に係る税を完納しないとき)
- 2)分納者への対応(収入などの生活実態を把握して、個々に対応)
- 3)予告通知書の発行(把握していません。ただし、緊急事案を除き予告後に差押を実施)件
- 4)差押え件数 不動産(346)件 預貯金(325)件 生命保険(その他にて計上)件(内学資保険(把握していません)件)その他(352)件(生命保険等債権、動産)
- 5)競売などによる現金化 (12)件 (17,963,617)円

- ⑦国保加入者だが、保険証・短期保険証・資格証明書が届いていない人数をご記入ください。

※2015年8月1日現在でご記入ください。

- 1)交付した保険証・短期保険証の留め置き人数 (0)人

2) 保険証・短期保険証・資格証明書のいずれも交付していない未交付人数 () 人

3) その他

短期保険証の有効期間が過ぎた後、国保税の納付や納付相談がなく、未更新となっている数
852 世帯(2015年7月31日現在)

⑧国民健康保険法第44条の一部負担減免制度について

1) 一部負担減免制度を実施していますか。

() 実施している () 検討中である () 実施の予定がない

2) ある場合、生活保護基準を目安にした減免基準を設けていますか。

() 設けている () 検討中である () 設けていない

3) 2014年度の減免件数 (42) 件 減免金額 (51,000) 円

⑨高額療養費について

() 自動払いしている () 申請書を送付している () 通知ハガキのみ送付している

⑩国保運営協議会について

1) 運営協議会の公開 () 公開していない () 公開している

2) 運営協議会委員の公募枠 () ない () ある → () 人

5. 高齢者医療など 担当課(保険年金課)電話(0586-28-8669)FAX(0586-73-9133)

①後期高齢者福祉医療費給付(福祉給付金)制度について、愛知県が補助基準から外した「ひとり暮らしの非課税者」を引き続き対象にしていますか。

() 対象にしている () 縮小して対象にしている () 県基準どおりにした

②上記①以外に愛知県の補助基準を上回る内容を実施している場合はその内容をご記入ください。

自立支援医療受給者(精神通院)の精神通院にかかる自己負担額

③2015年8月1日現在の対象者

後期高齢者医療被保険者 (45,436) 人→愛知県後期高齢者医療広域連合公表値(7月31日現在)

後期高齢者福祉医療費給付(福祉給付金)制度対象者 (7,747) 人

内〔ひとり暮らし非課税者(928)人

〕その他の県基準を上回る市町村独自対象者(171)人

④後期高齢者医療について

保険料滞納者数(424)人→平成26年度全体 短期保険証発行人数(49)人→平成27年7月末日現在

差し押さえ(2014年度)件数(16)件、金額(1,176,860)円

6. 子育て支援策

※2015年9月1日現在をご記入ください。

①子どもの医療費助成制度を、愛知県の基準を上回る内容を実施している場合はその内容をご記入ください。(対象年齢、対象者、入院・入院外の区分、現物給付・償還払の区分、所得制限など)

担当課(保険年金課)電話(0586-28-8669)FAX(0586-73-9133)

・対象者:小中学生(15歳に達した日以後、最初の3月31日まで)

・通院にかかる自己負担額の3分の2を助成する。

・市内の医療機関のみ現物給付

・所得制限なし

②就学援助

担当課(学校教育課)電話(0586-85-7072)FAX(0586-73-9211)

1) 保護者への広報はどのようにしていますか。

() 入学説明会 () 入学式 () 始業式 () ホームページ () 市広報

() その他(2月に全児童生徒にお知らせを配布)

2) 就学援助の認定対象基準をご記入ください。

生活保護基準額の(1.2)倍 ※改定前の生活保護基準

別紙資料「一宮市立小中学校の児童及び生徒の就学に要する費用の援助に関する規則」による認定要件を参照

- 3)生活保護基準引き下げに対して、どのような対応をされましたか。
 就学援助認定基準を引き上げた → 【2014年度 倍 → 2015年度 倍】
 何もしていない
 その他(下欄にご記入ください)

改定前の基準を使用

- 4)就学援助の対象となる認定基準額または所得基準額(年額)をご記入ください。
 ・2人家族(母30歳代、子ども小学生の場合) … (1,730,000)円
 ・4人家族(父母は30歳代、子ども小学生と4歳児の場合) … (2,650,000)円
 5)申請書の受付先 市町村窓口 学校 市町村窓口と学校のどちらでも可
 6)民生委員の証明は必要ですか 必要である 必要ない
 7)就学援助受給者数・予算額をご記入ください。

	2014年度	2015年度
受給者数	3,070 人	3,171 人
受給割合	8.9%	9.3%
支給額	241,755,984 円	265,707,000 円

※受給割合は、小数点第1位までご記入ください。
 ※2015年度の支給額は見込み額をご記入ください。

※受給者数、受給割合はそれぞれ5月1日現在の値

- 8)就学援助家庭の給食費の支払い方法 現物支給 償還払い その他
 9)就学援助の項目について
 学用品費 体育実技用具費 入学準備金 通学用品費 通学費
 修学旅行費 クラブ活動費 生徒会費 PTA会費 給食費
 校外活動費(宿泊を伴わないもの) 校外活動費(宿泊を伴うもの) 医療費
 日本スポーツ振興センター掛け金 めがね・コンタクトレンズ 卒業記念品
 その他()

③学校給食について(2015年度)

- 1)給食費未納の児童・生徒も含め、全員が学校給食を食われていますか。
 食べられている 未納者には給食支給を停止している その他
 給食費未納の児童・生徒への学校、自治体の対応(例:就学援助をすすめるなど)

就学援助をすすめる

- 2)給食費への自治体独自の補助などの施策(例:半額補助、第2子以降無料など)

なし

- 3)給食の実施状況

	全校数	自校方式実施数		センター方式実施数		1食当たりの給食費
		直営	委託	直営	委託	
小学校	42校	2校	8校	18校	14校	250円
中学校	19校	0校	4校	8校	7校	285円

④児童虐待の現状と対応並びに早期発見、未然防止対策について(2014年度)

- 1)件数(65)件 対応職員(6)人、うち専門職(3)人
 2)専門職の職種について 児童福祉司 社会福祉士 臨床心理士 保健師
 保育士 教員 その他()

- 3)現状に対する課題

関係機関が児童の異変に気づき虐待が疑われる場合の児童相談センターや市役所への連絡が、近年の児童虐待防止対策の周知徹底により、年々速やかに行われるようになってきた。ただ、保護者との関係を気にするあまり、連絡が遅れる可能性はあるため、より徹底した児童虐待防止の周知が必要であると思われる。

- 4)未然防止、早期発見・対応、啓発活動等に関する実施施策について

市作成の横断幕をiビルに設置し、広報用ディスプレイを使い児童虐待防止を呼びかけた。また、福祉こども部長、次長はじめ子育て支援課職員の名札を11月の児童虐待防止月間に専用デザインのものにし、シンボルであるオレンジリボンの名札に付け、児童虐待防止の啓発に努めた。愛知県、一宮児童相談センターの職員、子育て支援課職員で一宮駅コンコース内で児童虐待防止啓発のティッシュを約1000個配布した。

⑤児童のいじめに対する対応策はどのようにとっていますか。

担当課(学校教育課)電話(0586-85-7072)FAX(0586-73-9211)

各校で「いじめ防止基本方針」を作成し、いじめの未然防止・早期発見・早期対応を3つの柱として取り組んでいます。
 未然防止のために、道徳教育や人権教育を通して豊かな心の育成を目指しています。
 早期発見に向けては、児童の人間関係や休み時間の過ごし方を把握するために、一日観察日を設けたり、アンケートや教育相談を行ったりして、いじめの早期発見に努めています。
 早期対応のために、いじめの実態を把握したときには、情報を共有して組織対応をしています。また、いじめられた児童生徒の気持ちに寄り添った対応をするために、教員の他に、県や市のスクールカウンセラーや心の教室相談員を配置して、相談体制の充実に努めています。

⑥保育について

1) 育休取得の場合、上の子の保育利用について

() 取り消し(育休退園) () そのまま通園

() その他[]

2) 短時間認定、標準時間認定に関わって中途変更や現場の混乱はありますか。

() ある () ない

7. 障害者施策

担当課(福祉課)電話(0586-28-9134)FAX(0586-73-9124)

①訪問系各サービスの支給状況について(8月時点)

最多支給時間は8月の1カ月。平均時間は1カ月あたりでご記入ください。

	支給者数(人)	昨年同月比(%)	最多支給時間数(時間)	平均支給時間数(時間)
居宅介護	525	105.8	356.5	28.5
重度訪問介護	11	100	373.0	139.3
行動援護	74	109.6	40	29.3
同行援護	53	96.3	40	20.5

②地域生活支援事業の移動支援

支給者数(754)人 最多支給時間数(40)時間 平均支給時間数(19.8)時間

③訪問系サービスの支給基準 () あり () なし

④計画相談支援の8月利用実績 (2,393)人

2014年度中に完全実施 () した () できていない

計画相談支援実施上の問題点があればご記入ください

相談支援専門員の不足及びサービス利用計画の内容や質の向上

⑤介護保険サービスと障害福祉サービスの併給について

1) 併給をしている人の人数(56)人(27年4月1日現在)

対昨年同月比(98)%

2) 併給している障害福祉サービスの居宅介護について

平均何時間支給していますか(60.5)時間

⑥65歳以上の障害者で障害福祉サービスのみの利用者について

介護給付支給決定者数(50)人(27年8月25日現在)

訓練等給付支給決定者数(23)人(27年8月25日現在)

⑦通院時の院内介助について () 認めている () 認めていない

⑧入院時のヘルパー派遣について () 認めている () 認めていない

9. 健診事業

担当課(健康づくり課)電話(0586-72-1121)FAX(0586-72-2056)

※2015年度の実施状況をご記入ください。

①実施方式・各方式での自己負担金と毎年受診の可否

健診(検診)の種類	実施方式	個別方式		集団方式		前年度受診率
		自己負担	毎年受診	自己負担	毎年受診	
特定健診	(<input checked="" type="checkbox"/>) 個別 (<input checked="" type="checkbox"/>) 集団	無料	(<input checked="" type="checkbox"/>) 可 (<input type="checkbox"/>) 不可	未実施	可・不可	45.5%
が	胃がん	2,000円	(<input checked="" type="checkbox"/>) 可 (<input type="checkbox"/>) 不可	未実施	可・不可	18.9%
	大腸がん	500円	(<input checked="" type="checkbox"/>) 可 (<input type="checkbox"/>) 不可	未実施	可・不可	34.6%

肺がん	(個別)集団	無料	(可)不可	未実施	可・不可	48.0%
子宮がん	(個別)集団	1,000円	(可)不可	未実施	可・不可	13.8%
乳がん	超音波	個別・集団	未実施	可・不可	未実施	—
	マンモグラフィ	(個別)集団	500円	可(不可)	未実施	可・不可
前立腺がん	(個別)集団	1,500円	可(不可)	未実施	可・不可	25.3%
歯周疾患	(個別)集団	無料	可(不可)	未実施	可・不可	3.7%

※肺がん検診で、かくたん検診を実施する場合は自己負担 1,000 円必要。

※超音波での乳がん検診は実施していません。

②乳がん検診(マンモグラフィ)時の視触診について

(○)実施している ()実施していない

③40歳未満の住民を対象にした特定健診に準じた一般健康診査について

(○)実施している → 健診内容 ()特定健診と同じ (○)特定健診とは異なる

※対象者:18歳から39歳までの女性限定

()実施していない

④歯周疾患検診の対象年齢・回数

()節目年齢に限定せず毎年受けられる ()40・50・60・70歳の年に受けられる

(○)その他(40・45・50・55・60・65・70歳の年に受けられる)

【2】国または愛知県に対して既に意見書・要望書を提出している項目と提出年月日を教えてください。

※2014年9月以降の提出分をご記入ください。

	意見書・要望書の種類	提出年月日
国	①消費税率引き上げ・増税反対に関する意見書・要望書	提出していません。
	②「最低保障年金制度」の創設を求める意見書・要望書	提出していません。
	③介護保険の改善を求める意見書・要望書	提出していません。
	④子どもの医療費無料制度の創設などを求める意見書・要望書	提出していません。
	⑤医療制度改善を求める意見書・要望書	提出していません。
	⑥介護・福祉労働者の処遇改善を求める意見書・要望書	提出していません。
	⑦生活保護引き下げに反対する意見書・要望書	提出していません。
県	①福祉医療制度存続・拡充に関する意見書・要望書	提出していません。
	②福祉給付金のひとり暮らし非課税者に関する意見書・要望書	提出していません。

【3】次の資料(各1部)の添付をお願いします。

①介護保険に関する条例・要綱(昨年と同じ場合は結構です) 別紙参照

②介護保険の補足給付申請時に利用者が提出する、申請書の様式及び同意書や資産内訳書等の関連文書 昨年と同じ

③アンケート【1】1の⑭の「たまり場助成」の条例・要綱(昨年と同じ場合は結構です) 昨年と同じ

④アンケート【1】1の⑮の「障がい者控除の申請」に関する広報の写し・案内文書 別紙参照

⑤アンケート【1】3の①の「滞納整理マニュアル」 作成していません

⑥就学援助に関する父母向けの案内文書(昨年と同じ場合は結構です) 昨年と同じ

⑦国保保険料(税)減免事由別の適用件数・金額一覧(2014年度) 別紙参照

⑧国保一部負担金の減免に関する条例・要綱 (昨年と同じ場合は結構です) 昨年と同じ

⑨アンケート【2】に関する国または県に提出した意見書・要望書の写し(2014年9月以降の提出分) 提出していません。

☆ご協力ありがとうございました